

兵庫県成年後見制度利用促進・権利擁護支援に関する協議会〔議事概要〕

日時：令和5年8月31日（木）16:00～17:30

場所：神戸市男女共同参画センター セミナー室4

1 会長選出

設置要綱第3条第3項の規定に基づき、委員の互選により竹端委員を委員長に選定

2 協議会の公開

委員の総意として下記の点を確認

- ・ 本協議会については、個人に関する情報を取り扱うため非公開とする。
- ・ 協議会の資料及び議事概要については、個人に関する情報や発言者（委員名）の名前をマスクングした上で、兵庫県ホームページにおいて公開する。

3 議題

「(1) 本協議会の協議事項、スケジュール案について」、「(2) 本県の成年後見制度利用促進、権利擁護支援体制の状況、課題について」、「(3) 本県の権利擁護支援の担い手の状況、課題について」について、事務局から資料2から資料10に基づき説明

4 議題にかかる意見交換

A 委員 県内で法人後見をしている団体はどの程度あるのか。

事務局 「資料8」のとおり、市町が把握している範囲での数として22団体となっている。

B 委員 「資料3」や「資料4」において県が養成する“権利擁護サポーター”とは、誰がなってどのようなことをするのか。「資料4」6(2)のように日常生活自立支援事業(以下、日自)のような活動を行う人に対して資格を与えるような理解でいいのか。また、他の都道府県の類似制度や実績等があれば教えて欲しい。

市民後見人制度への意見としては、うまくできているところはそんなに多くない。コストのわりには取れ高が少ない。コストをかけずに養成していく方法として権利擁護サポーターを考えていただいたかと思う。

市民後見人養成研修の講師の立場から言うと、国が示すカリキュラムをフルでやるのは大変だ。また、市町で同じことをやっており重複している。当会でも講師をできる人は10人か20人ぐらいしかいない。毎年それぞれの市町で実施するのは負担も大きいので、可能であれば県で取りまとめてZoomで配信するなどにより定期的にやってほしい。

後見人の担い手として市民が少ないというのは、一昔前・10年前と比べて重たいケースが増えてきていることが背景にある。市民後見人にお任せできるケースが減ってきている。これからも、市民後見人が担えるケースが増えていくということは厳しいのではないかな。

市民後見人として活動できる年齢層は60才から70才の10年程度だが、研修して受任できるまで3～4年程度かかる。そのためどこまでコストをかけるのかという話。適正がある人・ない人という問題もある。

事務局が言うとおりに、成年後見制度は権利擁護の一つの手段でしかない。国の専門家会議等で、必要があるときだけ使うなどの話もされている。また、総務省が身元保証の問題で一定の基準を設けないといけないという話もしている。そうした動きも見据えながら、今後の権利擁護のあり方や権利擁護サポーターの役割を俯瞰的に考えていかないといけない。

私は日自の運営適正化委員会の委員であるが、年々予算が減っている。各市町で日自を受ける件数が最大までいっている。国の成年後見利用促進2期計画でも日自を活用しましょうと言われていて、日自のあり方についても、こうした会議の場で考えてもらいたい。

これから、5年・10年先を見据えた制度設計のあり方を考えるべき。権利擁護サポーターを養成しても、活躍の場が広がらなければ意味がなく、裾野が広がらない。

事務局

権利擁護サポーターの想定としては、宝塚市をモデルとしている。対象者としては日自や福祉関係者で成年後見に興味がある人に受講してほしいと考えている。また、権利擁護の視点が大事だという考え方をもち、受講生の掘り起こしを行っていきたい。受講生の中から意欲のある方を対象に、市民後見人候補者になるような人も育てていきたい。

市民後見人養成研修を県の方でまとめてやれば効率化できるという点については、これから実施市町にヒアリングをして、市町独自でやるのがよいのか、まとめてできるのかについて検討してまいりたい。

成年後見担い手研修について、KPIのためにやるわけではないが、令和6年度までに研修をすべしという国の方針が出ている。県としてまずできるところとして、広く権利擁護の担い手を育てることを来年度から実施したい。

将来を見据えての設定ということはおっしゃる通りと考えている。ただ、国の方向がなかなか見えてこないもので、手探りでやっけていかざるを得ない部分も多い。委員の皆様から良いお知恵をいただければありがたい。

A 委員

私は西宮市の権利擁護センターの運営委員に携わっている。西宮ではPASネットが法人後見をやっており、法人後見の実施により状態が落ち着いた人は、市民後見に移行しても良いという話がある。

多くの事例でいきなり市民後見ができるわけではないと思うが、バトンを託す先を作っておくことは大事である。しかし、現状ではバトンをうまく繋げていない。だから市民後見人だけを作ってもしょうがないという話になる。バトンをうまく繋げていない理由はどこにあるのだろうか。

B 委員

やはり報酬の面がある。最初の大変な時は報酬が見合っていない。落ち着いた時期まで持つことによりやっと帳尻が合う。

裁判所と成年後見人をどうしたら柔軟な交代ができるか議論をするのだが、落ち着きそうでも落ち着かないケースも多く、なかなか市民後見人に頼むことは難しい。また、死後事務は相続の調査等ができないため、そこで二の足を踏む。

C 委員

当会でもそういった話が出た。どうすればうまくリレーできるのか。最初が一番大変な時期には専門職が関わって一定の整理をした後で、市民後見人にバトンを渡したいが難しい。

D 委員

市民後見人には限界があると思っている。基本的に無報酬であるし、60歳を超え

てから研修を受けても3～4年程度しか活動できない。

どうしても任せられる案件に限られてくるため、専門職の受け皿となるのは違うのではないか。

受け皿としては法人後見が考えられるが、そこに権利擁護サポーターや専門職がどう関わっていくかが重要になる。

A 委員 これまでの話を聞いていると、後見件数が増えていくため、市民後見人を増やさないとい国が言っている割には、市民後見人が担当できる案件は現実的には多くないということだろうか。

B 委員 むしろ減っているのではないか。家庭裁判所としてどう感じているか？

E 氏 親族後見人が一昔前に比べると減っており、かつては半数程度だったが、今は2から3割。

親族後見人というのは具体的にはどういう人かということ、障害のあるお子さんの親とかであるが、親亡き後に引き継ぐ後見人をどうするかという点が大きな問題。

親御さんが高齢となり年に1回の定期報告書も書けなくなる、通帳のコピーも取れなくなるとなった場合に、裁判所としては、3士会にお願いする仕組みしかない。

そこに市民後見人が活動できる余地があるのではないかと思う。

しかし、現状では市民後見人に繋げる仕組みがないため、中核機関等が親族後見人の支援をしてもらえればありがたい。

B 委員 語弊を恐れずに言えば、市民後見人の対象としては、施設か在宅で落ち着いた生活をしていて、生活上の課題もほぼなく時々面会に行く程度ではと思っている。

障害の成年後見としては、行動障害の方が多く、市民後見人が対応できるかということ、専門性という意味で難しいのではないか。

C 委員 私も重度の知的障害の方を担当しているが、市民後見人が受けられるかということ、中身次第ではと思う。

A 委員 例えば宝塚市の権利擁護サポーターのように、重度の障害のある方への支援や、引きこもりの支援とかをやっている自治体はある。

そうしたところに関わってもらいながら経験を積んでいき、人によっては親亡き後の後見人とかに少しずつ育てていく。そういうスキームを作る方が今後の実りになるのではないだろうか。

B 委員 市民後見人の方を過信しすぎるのは良くない。社協とかが関わって監督人がついていただければ、あるいは余地があるかもしれない。

A 委員 それは法人後見をどう増やすのかという話にもつながる。市民後見人を応援するシステムをどう作っていくか。親亡き後問題、8050問題などこれからどんどん出てくる。少しでも役立つような仕組みをこれからどう作っていくかが大事。

B 委員 日自の運営適正化委員やっている中で、どこがボトルネックかということ、専門員や支援員が見つからない。予算が頭打ちで受けきれないという社協がたくさんある。権利擁護サポーターが日自にも関わる場合、予算的な手当がないとうまくいかないのでは。

法人後見も同じで、手当がないと、人を育てても働き口がないということになりかねない。

- F 委員 日自は利用件数に応じて事務費が決まる。日自と成年後見制度の兼ね合いでいうと、市長申し立てが必要だが、色々な事情があり難しい人に対しては、しばらく日自で踏ん張ってくださいということもある。そのため、後見制度を必要としている人が速やかに利用できるようになれば、日自は日自を必要とする人に利用してもらえようになり、日自の待機者の減少につながる可能性もある。
- G 氏 当会の会員に話を聞くと、成年後見人の担い手が少ないので、後見申し立てをできるだけ控えて、日自で支えている例も多い。
- そう考えると、社協や権利擁護サポーターにより支援できる体制があればありがたい。
- 阪神間であればまだ専門職がいるが、中部や北部では中々いない。そこで成年後見を一件受けると、片道2～3時間かかり半日以上潰れてしまう。そうすると何件も受けられない。
- 専門職が日自のように毎週お金を渡しに行くことは難しいので、そうしたサポート役を権利擁護サポーターに担っていただければ、すごく活用できるのではと思う。
- A 委員 権利擁護サポーターを市民後見人だけでなく日自のサポートの一環とも位置付ければ、日自のパンク状態の解消にもつながり有意義ではないか。
- その中で市民後見人を務められる人がいれば、レベルアップしてもらおうというのが現実的かもしれない。
- G 氏 予算の問題も大きい。予算さえあれば、親亡き後のような問題でもいくらかでも受けることができる。報酬が出ないから市民後見人というケースも結構ある。
- A 委員 そうした問題は、障害福祉計画等で考える大きな話かもしれない。
- H 委員 国連の権利条約では後見そのものが駄目と言われている。
- 昨年に出された国の障害者基本計画では、障害者本人に対する意思決定支援を踏まえた上で適切に成年後見制度を利用するようにと盛り込まれている。県として具体的にどのようにしていくかは今後を考えていきたい。
- 権利擁護の前に、住むところをどうするのかという話もあり、グループホームを増やしていかないといけない。
- A 委員 権利条約の話でいうと19条が一番大きい。国連勧告を受けてこれから対応していく中で、地域移行という話が出てくる。その中で、後見人がいないとか、家族が後見人をしているというケースは、ますます大きな問題となる。住宅問題とセットで本人の意思決定支援をどのようにやっていくのか。障害分野においては、5年・10年後を今から考えておかないといけない。めちゃくちゃ大変。
- 予算も大事な要素であり、障害がある人が地域で暮らし続けていくための支援体制の構築や、その一つとして成年後見の促進等にどれだけ予算措置できるかが、地域移行を真面目にやろうと考えると大きな課題。
- 今は逆のケースで、親が亡くなって支援する人がいないので、施設入所するという方は結構な割合でいる。その問題の解決に当たっては、住宅や施設だけがあれば良いという話ではない。
- B 委員 認知症の方への後見はある程度パターンができるが、障害の場合はオーダーメイドの部分が多い。我々も手探りでやっており、そこを権利擁護サポーターに担ってもらうことは難しいのではないか。

障害のある方、特に重度障害の方との信頼関係の構築には時間がかかる。

A 委員 信頼関係を作る上での友人的な支援を行うサポーターがいても良いのではないかなと思う。それは後見人とは別で、後見はお金を渡すといった事務的な関係性になってしまいがちのところ、普段から友達的な感覚で意思決定支援に関与する。その人の好みとか価値観とかを押さえた上での意思決定のお手伝いをする。そういう存在が必要ではないか。

今後の方向性として、市民後見人をメインと育てていくというより、後見人をサポートしていく仕組みが求められているのではないかな。

D 委員 明石市の後見センターでは、後見人サポーターという制度がある。被後見人と面会する際に、サポーターに同行してもらとうまく話をしてくれる。とても助かる制度だ。

B 委員 圏域コーディネーターのソフト版みたいな感じで、圏域ほどしっかりとしたサポートまでは求めないが、そのソフトなバージョンがあればありがたい。

A 委員 後見のど真ん中ではなくて、信頼関係の維持とか、日頃の意思決定支援の場面で有効ではないだろうか。

C 委員 障害の理解とか一定のスキルは必要だが、そういった人がいればありがたい。

A 委員 障害だけでなく、軽度の認知症であってもこの制度が使える。本当はもっと地域の中で暮らし続けたいというような人に対して、いつも来てくれるサポーターさんは味方だと思ってもらうことにより、繋がることができる。

I 委員 認知症施策は保健医療部であるが、おっしゃる通り、認知症の方へのケアは、あれこれ人が変わるよりも信頼関係を築ける人が継続的に関わることが望ましい。特に在宅の場合は大事な点だ。

A 委員 これまでの話をまとめると、市民後見人を育てるに超したことはないが、市民後見人の受任がこれから増えるかと言えば、そんなことはない。また、専門職の受任ケースで初期の大変な状態を脱したら市民後見人に渡すかということ、それではペイできないという課題もある。

そうであれば、「後見人のサポーターとして一緒に関わってくれる人として、被後見人との信頼関係を作りながら、地域生活における意思決定支援を担う人材」として権利擁護サポーターを養成していくことが必要ではないか。

そして、意欲と能力がある人には、市民後見人になってもらえばいい。その方が入口として入りやすいし、現状において正に必要とされている人材であると言える。

事務局 専門職による後見と市民後見人を切り分けず、一緒に支援していきたいという意見をいただき、大変ありがたい。専門職の方とも連携して、権利擁護サポーターが後見人の支援という役割を担うことに、非常に意義があると感じる。

J 委員 本県では、民生協力委員という独自の制度があり、民生委員一人につき二人の協力委員を付けている。その権利擁護版というイメージを持った。

A 委員 権利擁護サポーターを日自とどのように関わっていくかについても、日自の段階から信頼関係を作っていくことができる。

F 委員 そういう存在でいてくれると、日自の支援員も助かる。

そして、権利擁護サポーター本人が希望すれば、市民後見人にステップアップして

いければ良い。

宝塚市でも、複雑な課題が増え、受任調整の段階で市民後見人に任せることが難しいケースが増えていく中で、市民後見人養成講座の受講者が活躍してもらう場がないという課題があって、このサポーター制度につながっている。

養成においては、最初は、意思決定支援の意味や当事者のことを知ってもらい、次に支援者としてステップアップするための研修を受けてもらう。

市民後見人にならなくても、見守り活動など地域の中で活躍されることで、早期のニーズキャッチや将来的なケースの複雑化を防ぐために大きな存在となる。

市町においては、権利擁護サポーターをどう支援していくか、どのようにして活動の場が提供するのが大事になる。社協や当事者の会など、いろんな方とともに検討する必要がある。社協としても課題整理したい。

A 委員

親亡き後の介護の話で言うと、亡くなってから支援を始めるのではなく、親が元気なうちから権利擁護サポーターが関わることにより、重度の知的障害でコミュニケーションを取ることが難しい人であっても、長期にわたって関わっていれば、いざ後見開始となった場合に、後見人が非常に入りやすい。

また、施設に入所せず、地域で暮らしている方もたくさんいる。そういった方に対して、日自の段階から権利擁護サポーターに入ってもらえれば、権利条約で言われている意思決定支援にもつながる。

C 委員

日頃から継続して関わってもらうということがとても大事だ。

認知症の母親と知的障害のある子を担当しており、もちろん地域の支援者も関わっているが、旧知の間柄の人が結構関わってくれている。

最終的に施設入所になったとき、過去の経緯とか関係性を持った支援者がいることはやはり必要だ。

A 委員

継続的な関係性の有無で、支援がうまくいくかどうかが変わってくる。

行政も後見人も、継続的に親密に関わっていくことは得意ではない。権利擁護サポーターが継続的に関わるということは、これまではある種、インフォーマルサポートとしてご近所の方が支えているように、それがいない人へのセミフォーマルサポートと言える。

そうすれば、フォーマルサポートにこじれることなく繋げやすい。

D 委員

専門職に足りていないのは正にその部分。どうしても月に1回しか会えない中で、定期的に通ってくれる人とか、一緒に行ってくれる人がいれば非常に助かる。

それが意思決定支援の胆と言えるのではないか。専門職だけでは、その部分を担えない。

A 委員

意思決定支援の考え方を地域福祉計画の中にしっかりと入れてほしい。そして障害や介護保険の計画とも連動させることが大事であり、県では、先手を打って横串を刺しながら、権利擁護体制を重層的なものとして育てていって欲しい。

これは先行投資として非常に意味のあることであり、単に KPI を満たすためだけではなく、後見を手一杯でこれ以上受けられないというバッファを下げるためにも機能しうる。

D 委員

専門職としてできることには限界があるので、そうした形で分担していただくことが必要かと思う。

民生委員の制度に近いと感じており、ご近所さんによる見守り的な形へと繋がってほしい。

A 委員 権利擁護には「事後救済面」と「事前予防面」の2点がある。後見は事後救済であり、本当に必要なのは事前予防である。よりひどい状態に陥らないように地域の中で何とかもたせるための支援が大事だが、今の後見制度にはそのスキームがない。

国連の権利条約でも指摘しているのは正にこの点であり、事後救済ではなく意思決定支援という事前予防にシフトしなさいということ。そうしないと、本人が地域で暮らせない。能力に制限があっても地域の中で暮らしていくことが権利擁護。

権利擁護サポーターを活用して、事前予防型の体制にシフトしていくという考え方は、現場のリアリティにも則している。

C 委員 確かにその通りで、流れは変わりつつある。本来の意思決定支援を行うためにはどうすればいいかという、日々の生活に寄り添っていかないといけない。専門職では月1回は訪問しているけれども、それだけではなかなか本人の実情を把握できない。

A 委員 専門職による搾取という事案が現実問題としてある。きつい言い方をすると、閉ざされた関係だから発生する。そこに第三者が入っていると搾取しにくくなる。本人への支援の輪が閉ざされて、一対一の関係になるために搾取関係に陥ってしまう。本人に近い人が支援の輪に入ってもらい、本人の代弁者が1人じゃないとすることが決定的に大事なところ。

西宮市の本人中心の支援会議というのは、みんなでチェックすることにより、重度障害があり本人意思が確認しにくい人であっても、本人がどのように思っているのかをみんなでチェックし合うことによって、精度の高いものにしていこうという本人中心の意思決定支援のあり方である。

そうした部分を市民の1人として、その人が全部責任を取るのではなく、本人に寄り添ってくれる人、そういう人を育てることが、狭義の意味で市民後見人を育てるよりも、裾野を広げるという意味で、非常に価値がある。

C 委員 法人後見についても議論したい。今後ますます必要になると考えているが、財政の問題が非常に大きい。

当会でも自分達で立ち上げた人がいるが、ほとんど手弁当。このままだと法人後見は増えないと危惧しており、広まるための仕掛け作りが必要では。

G 氏 法人後見で受けるケースとしては、専門職1人では受けきれないような、例えば虐待などの困難案件が多く、やっぱり大変。

法人が専門職を確保できるかにかかっており、阪神間であれば出来ても、中部や北部は人がいなくて難しい。

社協や中核機関においても、経験値がないので法人後見はなかなか受けられないと聞く。

A 委員 一方で、これから困難事例が増えていくと考えられるため、法人後見がますます求められてくるのではないかと。

C 委員 その通りであるが、法人後見を神戸で実際に行っている人の話で聞くと、やろうという人はなかなかいないのではとも聞く。

G 氏 神戸市で80件以上受けている法人があるが、儲かるわけではなく、大変だと聞い

ている。何か予算がつけばやる所も増えてくるのではないか。

C 委員 法人後見の場合は、基本的に専門職扱いされないと聞いている。神戸でようやく最近 1 件だけ認定された。そのため法人後見はそこに集中している状態である。その点も問題であると思っている。

E 氏 法人後見が今後必要であることは間違いない。今年 1 月の家事関係機関連絡協議会でも法人後見の話題が 3 土会より出たが、手弁当でやっており設立のモチベーションがないと聞いている。

利益が出るならやるけど、大変なところだけ押し付けられる形であり、そこを何とかしないといけない。設立のときに何百万円もかかるという話も聞いた。

裁判所にも大変な人、1 日に 100 回も 300 回も電話をかけてくるような人がいる。後見人にも電話をするため、個人では疲弊してしまう。そういう受け皿として法人後見が必要ということは間違いない。

しかし誰が作るのかという大きな課題がある。

A 委員 事務局においては、実態調査は行う予定はないのか。実際に受けている法人はどういう思いで何をやっていて、どういう課題を持っていて、これから増やしていくためにはどうしたらいいのか、その点をクリアにしないと増えないのではないか。

C 委員 当会の会員が何人が集まって、法人後見を立ち上げている。なぜかという、自分達も高齢化しており、個人で受け続けていくのは難しくなっているが、今までの経験を活かしたいという思いからである。

若い専門職が個人で後見をやるかという消極的だが、チームの一員であればやれるかもしれない。

集まった有志の理事たちが多額の費用を出資して法人後見を実施しているが、気持ちだけではいけないところもあるので、制度で何とかできないかなと思う。

事務局 「資料 4」の「5 法人後見実施団体の育成」では、県内のどの市町も法人後見の養成研修を実施してないので、県で行う予定と整理をしたが、今の状況を聞くと、研修だけすれば養成できるのかというところとそうでは無いということが分かった。

委員からの意見も踏まえて、実態調査や勉強会を行った上で、その結果を踏まえた上で今後のあり方を検討するというトーンに資料を修正したい。

A 委員 「資料 2」のスケジュールに載せるのであれば、実態調査や勉強会を来年度に行い、その結果を踏まえて令和 7～8 年度から養成を進めることも検討いただきたい。

事務局 最後に、圏域の設定について、委員の皆様のご意見を伺いたい。

A 委員 市町間の連携を促進するため、原則は県民局ブロックで行い、必要に応じて家裁支部単位でも行うことが適当ではないか。

事務局 市町の意見も聞きながら、委員の意見をベースに今後設定を行いたい。

5 次回の開催

事務局より令和 6 年 2 月に開催予定と説明

[以上]